

申告に必要なもの

## 確定申告・住民税申告に備えて

### 収支内訳書事前記帳会

農業、営業及び不動産所得者の方は確定申告、住民税申告の際に収支内訳書を作成し、添付することが義務付けられています。市では農業、営業及び不動産所得者の方を対象に、次の日程で収支内訳書の事前記帳会を開催しますので、個人での作成が困難と思われる方は、ご参加ください。

### 記帳会の日程

対象地区	期日
東川登町・西川登町	2月8日(月)
武内町・若木町	2月9日(火)
武雄町・橘町 朝日町・山内町 北方町	2月10日(水) 2月12日(金)

- 場所 武雄市役所本庁 1階会議室
- 時間 9時30分～16時

※2月16日からの確定申告、住民税申告受付でも収支内訳書の作成は受け付けます。

※この記帳会は収支内訳書の作成のみ行います。提出は2月16日からの確定申告、住民税申告時となりますので、その際に申告書と一緒に提出してください。

さらに便利で使いやすく!  
ネットでどこでも申告・納税。

e-Tax  
国税電子申告・納税システム

使って実感!  
ネットで申告

～国税電子申告・納税システム  
(e-Tax) が便利です～

国税電子申告・納税システム(e-Tax)は、国税に関する各種手続(①所得税、法人税、消費税、酒税及び印紙税の申告、②全税目の納税、③申請・届出等)が自宅やオフィスからインターネット等を通じて行うことができます。

～還付申告はお早めに～

平成21年分所得税の確定申告に関する税務署での相談や申告の受付は2月16日(火)からですが、還付を受けるための申告は1月から受け付けています。

3月になりますと、大勢の方が申告されるため、還付金の支払いに1か月～1か月半程度かかることがあります。

還付を受けるための申告書を早めに提出しますと、税金の還付も早くなりますので、早めの申告をお勧めします。

問 武雄税務署 (23)2127

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

### ○持参するもの

領収書等収入と経費がわかる書類(農業所得者の方は専農通帳、農協の取引明細集計表(アグネス)をあわせて)持参ください。)

問 政策部税務課  
(23)9220

担当:菰田

## 平成21年分 社会保険料控除の証明を郵送します

確定申告の時期が近づいてきました。

昨年は、国民健康保険及び介護保険の納税・納付証明書は、特別徴収分(年金からの支払い分)と普通徴収分(納付書又は口座振替分)の合計額を証明しておりました。

しかし、特別徴収分については、年金保険者から送付されます「公的年金等の源泉徴収票」の社会保険料金額に記載されていますので、今年

からは普通徴収分のみを記載した証明書(はがき)を対象となられる方に郵送します。郵送時期は1月中旬を予定していますので、確定申告の資料としてご利用ください。

問 政策部税務課  
(23)9220  
くらし部健康課  
(23)9130